

## 鹿嶋市に建設工事の入札参加資格を申請する方へ

### 1. 社会保険加入の要件化

建設業者の社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進のため，建設工事入札参加資格の必要な資格として，**社会保険への加入義務がある建設業者（加入義務がない建設業者は除きます\*<sup>2</sup>）**に対して，**社会保険等加入を要件\*<sup>1</sup>**としています。

社会保険等に加入義務がある業者で未加入となっている場合は，入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

\*1)建設工事の社会保険の加入確認は，申請日時点ではなく，**経営事項審査基準日時点**となりますので，経営事項審査の結果通知書に「保険加入」が「無」となっている場合は，「申請要件なし」となります。

\*2)法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は社会保険等に加入しているものとみなします。

### 2. 法定外労災保険加入の要件化

本市においては，法定外労災保険の加入を要件としません。

### 3. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは，土木一式，建築一式，とび・土工・コンクリート，管，舗装，水道施設の6種類となります。

### 4. 名簿の有効期間 …… 2年間（令和7・8年度）

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については，「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

### 5. 名簿の公表方法等

申請にかかる有資格者は，市建設工事入札参加資格者名簿の登録をもって確定し，その名簿は閲覧（鹿嶋市 総務課契約検査室）及びインターネット（鹿嶋市ホームページ）で公表します。郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

### 6. 格付け基準

鹿嶋市建設工事等入札参加者資格審査要項第8条の規定により決定します。

### 7. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

### 8. 個別書類について

書 類 名	備 考
1. 個別書類チェック表（必須）	個別書類の表紙とすること。 建設業許可番号・業者名を記入し，添付書類確認欄に○印をつけること。
2. 営業所一覧表* <sup>3</sup> （必須）	本店のみの場合でも添付すること。（任意様式） （名称，所在地，電話FAX等が確認できるもの）
3. 営業証明書* <sup>4</sup> （市内支店・営業所等の営業証明書書）	市内に支店・営業所等がある場合のみ添付すること。 （申請日より3か月以内に発行のもの）

4. 地域貢献活動の実績について* <sup>5</sup>	<p>【対象期間】R5.4.1～R7.1.31</p> <p>市内の社会資本(道路・公共施設など)の維持管理(市が主催する海岸清掃などのイベントも含む)に関するボランティア活動等の実績がある場合に添付すること。</p>
--------------------------------	---

\*3) 鹿嶋市に「法人の設立等に関する申告書」を提出した営業所等がある場合、その営業所等についても、営業所一覧表に記載してください。

\*4) 鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお、市内本店の場合は、他の書類で確認できますので、提出は不要です。

\*5) 客観的な証明書類(主催者の参加証明、感謝状、新聞記事)で当該活動の事実を確認できるものに限ります。

## 9. お問い合わせ先

鹿嶋市総務部総務課 契約検査室

電 話 0299-82-2911 (内線229, 234)

FAX 0299-82-2934